

令和7年度 第1回 静岡県屋外広告物審議会 会議録

日 時	令和8年1月 26日(月)午前 10 時 30 分から 11 時 20 分まで
場 所	県庁本館4階 議会 403 会議室
出席者 職・氏名	<p>会長 岡田 智秀 (日本大学理工学部教授)</p> <p>委員 稲葉 明久 (公益社団法人静岡県観光協会理事)</p> <p>委員 内田 久美子(静岡商工会議所女性会会長)</p> <p>委員 金田 享子 (アトリエ景(株)代表取締役、公益社団法人日本サインデザイン協会専務理事)</p> <p>委員 栗山 恵 (アトリエ WALK 代表)</p> <p>委員 堀口 綾子 (静岡県商工会女性部連合会副会長)</p> <p>委員 良知 駿一 (静岡県議会産業委員会委員長)</p> <p>委員 小沼 秀朗 (静岡県議会建設委員会副委員長)</p> <p>委員 高橋 直人 (静岡県警察本部生活安全部長)</p> <p>委員 切岩 輝男 (公益社団法人静岡県屋外広告協会理事)</p> <p>委員 宮下 典子 (第一宣伝社代表)</p>
議 題	<p>【議案審議】</p> <p>(第1号議案)</p> <p>屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1)静岡県屋外広告物条例の改正について 市道の県道移管に伴う告示内容の統合</p> <p>(2)静岡県手数料徴収条例の一部改正について</p> <p>(3)独自条例制定市における屋外広告物規制地域の指定状況について</p>
概 要	議案について、原案どおり承認された。

○池谷課長代理 それでは、定刻となりましたので、ただいまから静岡県屋外広告物審議会を開会いたします。着席して司会させていただきます。

会議に先立ちまして、定足数の報告をいたします。

本日の会議には、全委員11名のうち11名のご出席をいただいております。したがって、審議会規則第4条に規定する「委員の半数以上の出席」の要件を満たし、定足数に達しておりますことをご報告いたします。

なお、金田委員におかれましてはWebでのご出席となっております。

次に、当審議会の委員の異動がありましたので、ご報告いたします。

前回の審議会以降に新たに就任されました委員をご紹介します。

静岡県議会産業委員会委員長 良知駿一様。

○良知委員 よろしくお願ひいたします。

○池谷課長代理 静岡県議会建設委員会副委員長 小沼秀朗様。

○小沼委員 よろしくお願ひします。

○池谷課長代理 静岡県警察本部生活安全部長 高橋直人様。

○高橋委員 お願ひします。

○池谷課長代理 以上3名の皆様に委員にご就任いただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、資料の確認をお願ひいたします。

(資 料 確 認)

○池谷課長代理 それでは、審議に先立ちまして、静岡県交通基盤部都市局長の海野からご挨拶を申し上げます。

○海野局長 静岡県交通基盤部都市局長の海野でございます。

本日は、お忙しい中、静岡県屋外広告物審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。でございます。

本審議会は、静岡県屋外広告物条例により、屋外広告物に関する重要事項を決定する際の調査、審議をするための諮問機関として設置をされております。これまで、屋外広告物の規制地域や許可基準などについて様々ご審議いただき、その内容を踏まえ、条例の目的である良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止などを図っているところでございます。

県では、平成29年に「ふじのくに景観形成計画」を定め、県の責務と取り組むべき方策、行動を明確に位置づけ、計画に基づき県土の景観形成に全庁を挙げて取り組んでおります。その一環として、県全域で市町と連携をしまして、屋外広告物の規制強化や違反物の対策に取り組んでおり、特に富士山周辺、大井川、牧之原大茶園、浜名湖。これらの各広域景観協議会を通じて是正指導のノウハウ等を共有し、各市町とも連携をし、取り組んでおるところでございます。

本日ご審議いただきますのは、今年度末に開通を予定している2件の道路沿道の規

制内容についてです。本区間の開通により、屋外広告物の規制については、関係市町と、規制の必要性、また内容を検討してまいりました。本日の審議会では、このことについて委員の皆様にご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今後も、県下の良好な景観の形成を目指し、屋外広告物行政を積極的に推進してまいりますので、引き続きご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○池谷課長代理　ここで、さきにお知らせしておりました第1号議案に係る修正につきまして、事務局から報告いたします。

○大隅課長　景観まちづくり課長の大隅でございます。本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

今回の議案につきまして、当初は、菊川市内の市道赤土高橋線及び県道大東菊川線につきましてもご審議をいただく予定でございましたが、先日実施しましたパブリックコメントの参考図書であります規制イメージ図における供用開始予定工区の位置が実際と異なっておりました。そのため、パブリックコメントをもう一度やり直すという形を取りますので、本日の審議案件から一旦除外をさせていただきたいと考えております。委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたします。誠に申し訳ありませんでした。

菊川市道赤土高橋線及び県道大東菊川線は、改めてパブリックコメントを実施し、後日ご審議をいただくことといたします。委員の皆様方には、ご多忙の中、お時間を改めていただくことになり、誠に申し訳ありませんけれども、ご協力をお願いいたします。

○池谷課長代理　それでは次に、審議中のご発言でございますが、事務局職員がマイクをお持ちしますので、マイクを使ってご発言いただくようお願いいたします。

この後の議事進行につきましては、県屋外広告物審議会規則第3条第3項に基づき、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岡田会長　承知いたしました。

改めまして、皆様おはようございます。新しい年を迎えまして、また3名の新任委員をお迎えしてということで、今年1年も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間の限りもございますので、ただいまから議事の審議に入りたいと思います。

冒頭海野局長からお話がありましたとおり、本日は2件の議事がございます。

なお、この審議会は、情報提供の推進に関する要綱に基づきまして公開で行なうこととしておりますので、あらかじめご了承ください。なお、本日の傍聴人は、なしということで報告を受けてございます。

それでは早速でございますけれども、本日の議案は、知事から諮問のありました第1号議案、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」ということで、まずは事務局より内容の説明をお願いいたします。

○大隅課長 座って失礼いたします。景観まちづくり課長の大隅でございます。よろしくをお願いいたします。

議案の説明に先立ちまして、まず本県の屋外広告物制度や今回の議案に関連する内容について、担当からご説明させていただきます。

○島班長 景観まちづくり課班長をしております島と申します。本日はよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料の黄色い表紙、議案参考資料の1ページをお開きください。上段の資料をごらんください。

まず、屋外広告物制度の大本を定める法律、屋外広告物法では、その目的について、「良好な景観の形成、風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」としております。この2つの目的を達成するため、法律では、屋外広告物や屋外広告業についての必要な規制を、県、政令市などが条例で定めることができることとしており、静岡県でも昭和49年に条例を制定いたしました。その後30回ほど改正をしておりますが、平成10年に、おおむね現在の規制の形となる大きな改正をしております。

条例における規制の内容ですが、広告物の設置を禁止する地域、広告物を設置する場合の設置方法や表示の制限、違反広告物に対する措置・除却、屋外広告物業者の登録制度となります。

続けて、下段の資料をごらんください。

静岡県屋外広告物条例の適用市町と許可事務の所管について、ご説明をいたします。

屋外広告物を設置する場所、どこの市町に設置するかによりまして、適用となる条例や許可事務の所管が異なります。屋外広告物条例は、県、政令市以外に、景観法における景観行政団体となった市町も独自の屋外広告物条例を制定することができます。

下段の注釈をごらんください。

景観施策は地域住民の生活に密着するものであることから、地域の実情に合わせたきめ細かい対応を図るため、基礎的自治体である市町が中心的役割を果たすことが望ましいという考えに基づくものです。県内では、熱海市、袋井市、三島市、富士宮市、富士市、沼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、以上の9つの市が独自の屋外広告物条例を制定しております。

表をごらんください。

このことから、県の条例は、政令市、独自条例制定市以外の12市と12町に広告物を設置する場合に適用されます。

なお、屋外広告物の許可事務は、権限移譲により、県の条例が適用される12市においても各市が行なっております。

続けて、2ページ目上段の資料をごらんください。

屋外広告物の規制内容でございますが、広告物を設置する場所と広告物の種類に応じて規制の内容が変わります。

まず、設置する場所について、特別規制地域、普通規制地域、規制地域外と3つに区分をしております。

特別規制地域は、自然景観や良好な沿道景観等を保全する必要がある地域で、原則屋外広告物の設置を禁止している地域です。しかしながら、屋外広告物は社会経済活動上欠かすことができないものであるため、そのような広告物は許可を受けることで設置することができることとしております。具体的に申し上げますと、一定の面積を超える自家広告物や、やむを得ず設置する案内図板などがこれに当たります。なお、別途大きさ等の許可基準を設けており、その基準に適合する必要がある場合がございます。

普通規制地域は、活発な都市活動が展開されている地域などで、原則許可を受ければ広告物を設置することができる地域です。

また、規制地域外は、特に許可なく屋外広告物を設置することができます。

続けて、下段の資料をごらんください。

赤色が特別規制地域、緑色が普通規制地域としております。

規制地域の定め方でございますが、地図にありますように、静岡県では、主に道路や鉄道沿いの範囲を規制地域としまして、特定の市、特定の地域というような面的というよりは、線の周りを主として規制地域としております。

特別規制地域は、東名や新東名高速道路、知事が告示で定めた道路、鉄道、河川・海岸の周辺等が該当し、そのほか重要文化財や有形文化財の周辺等がございます。面的なものとしては、低層住居専用地域等がございます。また、指定した道路の周辺でも、主要な市街地を除いて普通規制地域としております。

地図にありますように、静岡県では伊豆半島や東部に特別規制地域が多くなっております。これは、伊豆半島の魅力的な自然景観や富士山景観を保全するために特別規制地域に指定していることによるものでございます。

なお、後段にあります緑色の表紙、報告事項の4ページ以降に、先ほど申し上げました独自条例を制定した9市それぞれの規制図を参考に掲載しておりますので、ご報告だけさせていただきます。

続きまして、参考資料に戻っていただきまして、3ページ目をごらんください。

本日の議案は、全部で2路線の規制についてご審議をいただきます。資料は、それぞれの路線の開通区間の現状をお示ししております。現時点では屋外広告物は設置されておらず、今回の規制により既存不適格となる広告物は確認しておりません。各路線の規制内容等は、後ほど議案書に沿ってご説明をいたしますので、よろしくお願い

いたします。

以上、屋外広告物制度と本日の議案の関連事項について、ご説明を終わらせていただきます。

○大隅課長 引き続きまして、議案についてご説明いたします。

お手元の青い表紙、議案書をお開きください。

今回ご審議いただく内容は、第1号議案、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」の1件でございます。

1ページをお開きください。

第1号議案は、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規程に基づき、知事から静岡県屋外広告物審議会、岡田会長宛てに諮問されております。

続いて、2ページをお開きください。

第1号議案の内容は、「屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について」です。

指定内容は、令和8年3月末に供用開始を予定している2路線に関する規制についてでございます。

1件目は、一般国道150号バイパスの浜松市と磐田市の市境から磐田市道南田伊兵衛新田11号線との交差点までの区間、及びその両区間500メートルを普通規制地域に指定するものです。

2件目は、県道吉田大東線と県道島田吉田線との交差点となる井口交差点から、島田市道南原吉峠線との交差点までの区間、及びその両区間500メートルを普通規制地域に指定するものでございます。

次に、指定理由をご説明いたします。

1件目の、磐田市で開通予定の国道150号磐南Ⅱバイパスは、既に規制地域に指定されている供用済み区間を延伸することから、同様の景観が連続することと、同等の交通量がバイパスに振り替わるため、既存の規制地域と同じく沿道500メートルの普通規制地域に指定をいたします。これにより、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路周辺に広がる農業景観及び道路南側に広がる遠州灘の松並木等の沿道景観を保全するものでございます。

2件目の、島田で開通予定の県道吉田大東線は、供用開始に伴い、市道南原吉峠線へ接続することにより交通量の増加が見込まれ、沿道は一带に茶畑が広がっているため、沿道500メートルを普通規制地域に指定することで、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものでございます。

続いて、3ページをお開きください。

施行期日でございますが、供用開始が令和8年3月末予定でございますので、おおむね1か月前の令和8年3月1日からの施行を予定しております。

続いて、4ページをお開きください。A3横長の図面になります。

3、「位置図及び規制図」についてご説明いたします。説明の後、規制範囲の分か

る動画も併せてごらんいただきたいと思いますと考えております。

1件目の磐田市国道150号磐南Ⅱバイパスは、赤線で示した箇所が今回開通予定の区間で、紫色のチェック柄の箇所が沿道500メートルの等距離線で囲まれる規制のかかる範囲となります。ただし、今回の沿線500メートルの規制範囲の中には既に他の規制がかかっている箇所がありますので、今回新たに規制をする範囲は、重複する範囲を除きました、紫色の太枠で示された地域となります。

道路からの規制距離でございますが、市道下岡田鮫島線との交差点から西側、オレンジ線の箇所の開通済みの区間と同じ500メートルの普通規制としております。

それでは、当該路線の状況につきまして映像を準備しましたので、ごらんください。(以下、動画に合わせて説明)

こちらですけれども、現在の道路の供用開始前の状況になっております。

道路の一番東側の交差点、向こうのほうに市境がありまして、こちらのところまでバイパスが供用するという形で、こちらまで規制をかけていくという予定でおります。

次に、これが鳥瞰図になりますけれども、こちら側が太平洋になりまして、バイパスのここまでは供用されていまして、今回ここからここまでの間が新たに供用開始をするという区間になりまして、道路からおおむね500メートルの間が指定の範囲となります。

まず最初に、これが道路からの規制を示したもので、こちらがバイパスの境になりまして、ここから新たに規制がかかる区間になります。

この三次元点群データが少し古いものですから、まだ工事が終わっている状況ではないんですけれども、ここからここまでの赤い区間の間で規制をかけていくという形になります。これで、河川を実際には橋梁で越えまして、こちらの工業団地があるところの交差点までが新たに供用開始されますので、そこまでの区間を指定の範囲としまして、そこから奥に500メートルまでの間が今回の規制の区域になります。

これが上から見た鳥瞰図になりますけれども、右側が太平洋、そしてこちらのほうに松並木が並んでおりまして、こちらに保全すべき田園の風景がございます。

○岡田会長 これは、島田市・県道吉田大東線のほう？

○大隅課長 ごめんなさい。これは磐田の150号のバイパスの鳥瞰図になります。

次に、島田の吉田大東線の規制についてご説明いたします。

○岡田会長 そうすると、今度は2枚目ですね。

○大隅課長 ええ。この鳥瞰図を見てもらう前に、ご説明を一度しますのでお待ちください。

(以下、議案資料に基づき説明)

続きまして、5ページをごらんください。

2件目の島田市・県道吉田大東線は、赤線で示した箇所が今回の開通予定の区間で

ございます。

今回の規制の始点となる井口交差点から今回開通する区間の始点は既に供用開始となっており、今回新たに一部供用することによりまして市道南原吉峠線に接続する形になります。市道南原吉峠線との接続により交通量の増加が見込まれることに加え、本路線の周辺一帯は茶畑景観が望めるため、井口交差点から市道南原吉峠線との交差点までを今回規制する区間と考えております。

紫色のチェック柄の箇所が沿道500メートルの等距離線の規制対象範囲でございます。既に他の規制がかかっている箇所を除いた今回の規制地域は、紫色の太枠の中の範囲となります。

道路からの規制距離でございますが、議案参考資料の5ページをごらんください。

下線を引いてあります、キ、「景観保全のため必要な地域に500mの普通規制地域」の文言に基づきまして、500メートルの規制といたしました。

それでは、当該路線の状況につきまして、改めて映像をお示ししますので、前のモニターをごらんください。

(以下、動画に合わせて説明)

こちらが、今回規制する吉田大東線の起点になります井口交差点になります。これは東から西を向いておりますけれども、ここから奥の市境に向かいまして規制の範囲となります。

これは供用開始をしている中間の状況でございますけれども、既にいろんな看板があるわけではなくて、まだ屋外広告の看板などは設置されていませんで、こちらは田園、もう少し西のほうに行きますと茶畑が広がるという景観がございます。

こちらが、今供用開始を待っている工事の状況になりまして、こちらのところに市境がありまして、こちらの市道との交差点までを今年3月末に供用するものですから、この間まで規制をかけていきたいというふうに考えております。

こちらの図面でございますけれども、東名高速道路が走っている関係で、青い区間の中につきましては既に規制がかかっているところになります。新たにここから、ここが井口交差点で、ここまでが供用開始されていまして道路が通行されている状態になっておりまして、この赤い線と青い点ですね。この間が今工事をやっていることとなります。ここに市道がありますので、このところがつながると井口交差点から交通量が増えて、こちら辺の風景が、少し看板とかの規制をかけていく必要があるというふうに考えているところでございます。

車窓から見た規制の範囲でございますけれども、ここが井口交差点で、ここは既に供用が開始されておりまして、この赤の範囲が規制をかけていきたい範囲となります。

ここに見えている青い線が、新たに供用開始する、道路がつながる部分になりまして、ここまでは既に県道としての供用がされているところになります。

ここからが今工事をやっているところで、3月末に供用を予定しているというところになりますので、この間に関しまして規制をかけていきたいということでございます。

議案の説明は以上となります。

(以下、議案参考資料に合わせて説明)

最後に、さきに行ないましたパブリックコメント及び縦覧の実施結果につきましてご報告いたします。

黄色い表紙の議案参考資料の8ページをお開きください。

まず、パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。

ただいま説明いたしました議案に関しまして、昨年12月12日から今年1月16日までパブリックコメントを実施し、意見を募集いたしました。意見の募集は、県ホームページへの掲載、屋外広告業団体に通知するなど周知を図っております。その結果、今回県民の方からご意見はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○岡田会長 ご説明ありがとうございました。

今事務局からご説明がありましたように、まず、冒頭班長のほうから説明があった、静岡県の屋外広告物規制の種類は3種類あるというようなお話です。特別規制地域、普通規制地域、規制地域外というこの3種類ですね。

今回のこの2路線の事案は、普通規制地域という形で審議の対象として上がっております。先ほどビジュアルにご案内がありましたように、青色の表紙のほうの4ページ、5ページにわたる2路線の、規制をかける範囲の現場の実態というか情景を動画でお示しいただいたところでありませう。

ちょっとこの4ページ、5ページに共通して紫色の太線の凡例が入っていないので、ここで改めて補足させていただきますと、紫色で網かけになっている部分が、この当該路線に対する500メートルの範囲を示している。その中で既に普通規制がかかっているところを取り除くと、太い紫色の縁取っているものの内側が今回新たに指定する範囲ということになります。

ということで、この2路線の設定について、皆様方からご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思います。ご発言いただく場合には挙手にてお願いいたします。いかがでございませうか。

大分現場の実態が前回よりも詳しく分かるようになりまして、事務局にお礼申し上げたいと思いますけれども、前回も同じように示していれば、より分かったんじゃないかと思うんですけど。

はい、どうぞ。

○切岩委員 島田の井口のほうなんですけど、現状、島田吉田線が100メートルの野立ちの規制が普通規制でかかっているんですね。その交差点からの延長線上で東名高

速のほうの規制に乗っかっちゃっているんですけど、普通規制がかかることによって、景観保全とか、そこが一番の問題だと思うんですけど、今の島田吉田線の現状を見る限り、違反と思われる物件はありますけど、いい状態なんですよ。ですから、この野立ち規制をそのまま延長するような方策のほうがいいように思うんですけど。

要するに、条例改正時に指定の見直しということになっておりますけど、ただ単に500メートルということだと、結局景観の保全ということを考えますと、一般広告ができることになっていきますので、その問題がちょっと引かかるような。特に、またここは茶園の問題もありますし、その辺についてちょっとお伺いします。

- 岡田会長 もう一度ちょっと質問の意図を確認したいんですけども、5ページに井口交差点がありますね。そこに、今高速道路の沿道が特別規制範囲で赤メッシュになっていて、今回の事案は普通規制の範囲で紫色の網かけになっていて、それがかぶる部分があると。それに対する質疑ということではよろしいですか。
- 切岩委員 東名のかぶる部分の1キロの範囲は、要するに……
- 岡田会長 特別規制になると。
- 切岩委員 特別規制で、直接はかかっていないわけですね。
- 岡田会長 そうです。外れています、今回。
- 切岩委員 ずれているんですね。ずれるところは普通規制がかかっていますので、また別にこの島田吉田線はもともと100メートルの野立ち規制がかかっているんですよ。その交差点のつながりなものですから、同じ野立ち規制をかけておく必要があるのではないかなど。要するに並びでですね。
- 岡田会長 分かりました。かぶっているところではなくて、井口交差点の100メートルの野立ち規制のところとの兼ね合いがあるんじゃないかということですね。
- 切岩委員 そうそう。
- 岡田会長 はい、分かりました。
事務局、よろしいでしょうか。
- 大隅課長 井口交差点の野立ての規制につきましては、同様に規制がかかる形になりますので、問題ないかと考えております。
- 岡田会長 よろしいですか。
- 切岩委員 そうしますと、この島田吉田線の野立ち規制の100メートルは、これにプラスされるということですか。かかっていないということですか。
- 海野局長 補足して説明しますが、特別規制のほうが強いものですから、かぶっているところについては特別規制が優先となりますので。
- 切岩委員 それは分かるんですけど。
- 海野局長 そこではなくて？
- 切岩委員 線が外れていますよね。
- 大隅課長 後退距離規制の話でよろしかったでしょうか。

○切岩委員 ええ。後退というか。

○大隅課長 後退距離規制はそれぞれに100メートルずつかかりますので、そのところは規制が緩くなるということではなくて、今の現状が維持されるという形になります。

○岡田会長 よろしいですか。

○切岩委員 はい、分かりました。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。

○稲葉委員 すみません。

○岡田会長 はい。

○稲葉委員 県の観光協会の稲葉でございます。

まず、先ほど冒頭に会長のほうからお話がありましたこの動画等。すみません。これは前回私のほうから申し上げて、早速分かりやすいものをつけていただいて、ありがとうございました。まずお礼を申し上げます。

1つ確認というか、ちょっと聞きたいのが、今の規制の問題と申しますか、パブリックコメントを取ったということなんですけど、これを見ると0件。問合せがないということなんですけど、ここに「広く周知をしました」ということの書き添えがあるんですが、県のホームページなんてほとんど普通の人は見ていません。ごめんなさい。言い方は失礼なんですけど、あんまり見ていないですよ。

すみません。ちょっと私、細かいことは分からないんですけど、例えばこの地区の市町のいろんな広報の冊子とかというのに、私は伊東市なんですけど、伊東市はこういうパブコメを取るときにはそういうものに載せたりとか、あと例えば今市町のいろんな連絡はLINEでやっていたり、そこにいろんな情報が出て、「こういうパブコメを取りたいと思うので、ありましたらお願いします」というような形になるんですけど、これに関しては、この地域の方々への周知とかというのは特になんていんですか。

1つ確認したいのは、ここは今たまたま0件、0名ということだったんですけど、今までもこの手のものに関して、それなりのある程度の意見というのは上がってきたんでしょうか。そのときはどういう方法を取られていたのか、今回は何でこれが0件なのか。ちょっとその点だけ、分かる範囲で確認したいと思うんですけど。

○岡田会長 事務局、お願いします。

○大隅課長 パブリックコメントにつきましては、全庁の事務に基づきまして県のホームページに載せて意見を伺っております。それ以外に、各協会の方々には直接影響されますので、そちらのほうには説明をしているところでございます。

ただ、今委員おっしゃっているように、該当する市のほうの広報等には載せていない状況になります。市のほうには、この規制につきましては、今回、島田市と磐田市が実際の屋外広告の規制をしている関係もありますので、市のほうにはお伝えをしているという状況になっております。市のほうにも、パブリックコメントの実施につき

ましては情報提供をしている状況でございます。

昨年度につきましても、同じパブリックコメントの手続を踏みまして意見を募集した形になりますけれども、昨年度は1件、「規制についてしっかりやっていくように」というご意見をいただいているところでございます。

○稲葉委員 そうすると、市町のほうには通達したということは、あとは市町次第ということなんですか。そこがどう市民に知らしめるかというのは、きっともうそこにお任せしますという感じなんですか。

○大隅課長 現在はそのような形で、その次に「市の広報に載せてください」というお願いまではしていないという状況になります。

○岡田会長 よろしいですか。

○稲葉委員 はい。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

今回は本当に、かなり現地の実態がよく分かったので、非常に理解がスムーズに至ったかと思えます。

以上の内容に関して、特に質問、ご意見等ないようでしたら採決に入りたいと思えますけれども、採決に入ってよろしいですか。

では、この本件について異議があれば、ここで異議を受け付けたいと思えますけれども、承認いただける方は承認いただけたらと思えます。本件は承認ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岡田会長 それでは、全員一致ということで本件は承認とさせていただきたいと思えます。以降は知事のほうに答申したいと思えます。どうもご審議ありがとうございました。

続きまして、報告2件が残ってございます。それでは最後に、事務局より報告事項2件をご報告いただきますようお願いいたします。

○大隅課長 お手元の緑色の表紙、報告事項の1ページ目をお開きください。A3横長の資料でございます。

1件目は、「静岡県屋外広告物条例告示の改正について」でございます。

菊川市道奈良野下平川線が県道掛川浜岡線に移管されました。それに伴い、当該路線の屋外広告物の規制地域の指定区間を統合いたします。

資料右側の図をごらんください。

移管前の図のオレンジ着色部分が県道に移管されたことによりまして、当該区間の規制が一本化されました。

続いて、3ページをお開きください。

2件目は、「静岡県手数料徴収条例の一部改正について」でございます。

受益者負担の適正化を図るため、手数料の区分ごとに事務に係る所要経費を算出

し、適正な金額となるよう改正いたしました。条例改正は全庁一括改正として12月議会において可決されており、令和8年、今年の4月1日から施行いたします。

以上、報告事項の説明を終わります。

○岡田会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問あればお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですかね。事務的なところでございますので。ありがとうございます。

それでは、本日用意されている議題は以上と認識しておりますけれども、事務局、取りこぼしは当方のほうでないでしょうか。よろしいですか。

じゃ、全体を通して、皆様方からご意見、ご質問等あればお受けしたいと思いますけれども、何かございますでしょうか。

どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 第一宣伝社の宮下と申します。

看板関係の仕事をしているんですけども、今やっているのが、看板関係の代理店に対することなんですけれども、ここにいるのが私だけというのが。もうちょっと看板関係の方を——例えば私は中部なんです。なので、今日の井口の話とかはよく分かって入ってくるんですけども、東部、西部の方も入れてくださったほうが、もっと話がうまく進むというか。今の手数料に関しても、それは私たち広告代理店に対してのお話なので、もう少し広告代理店の人を増やしていただければと思います。

○岡田会長 一応規定で定員というのがあったりするもので、いろんなところのバランスが必要になってくるんですけども、その点、事務局としてはどういうふうにお考えになっているかを。現状の考えで結構です。

○大隅課長 屋外広告の協会を代表して切岩様に来ていただいておりますので、全県を代表して切岩様のほうからご意見をいただくような形を取っております。

○岡田会長 よろしいですか。全県の代表ということでエリアをカバーしているというところの話ですので、ご了承いただけたらと思います。

あと、やはりある種エリアで代表で来られている場合であっても、(関係団体等の)全体の会があったりすることがあると思いますので、そういう中で、例えば報告というような形で、今回ここで審議された内容を皆様方に周知いただくという、お一方お一方の委員の協力もやはり大事だと思いますので、できますれば、各委員の皆様方も、この審議の内容を周知いただくような形でご協力いただけますと我々も大変助かりますので、ぜひそのところはご了承いただけたらと思います。

そのほか、何か全体を通じてありますでしょうか。

私から1点、事務的なところなんですけど、先ほどの1号議案で、細かいところで、審議には全く影響ないんですけど、郵送で送っていただいた書類では、4ページ、5ページのところに太い紫の線の凡例が入っていたんですが、今回のテーブル上に配付

されているやつはそれが抜けちゃっているものですから、ぜひ公開等、あるいはストックする上では、縁取っている紫色の凡例をぜひ入れておいていただくように修正をお願いしたいと思います。

○大隅課長 ありがとうございます。承知いたしました。

○岡田会長 あとは、ちょっと興味深いので質問なんですけれども、今回の点群データは、たしか静岡県庁で点群データを独自に扱うセクションが何年か前に設けられたと思うんですけど、そこをお願いして今回作成されたということなんですか。

○大隅課長 このソフトはフリーソフトで、我々職員も作ることができるものですから、うちの景観まちづくり課の課員に作ってもらうようお願いをして作成したものになります。

○岡田会長 じゃ、この部署内で皆様方で作業されたということで。それはそれは本当にご苦労さまでございました。やはり格段に分かりやすいですね。もし差し支えなければ、次回以降も同じ形で審議に当たっていただけると我々としても大変ありがたいんですけども、可能ですかね。

○大隅課長 皆さんによく理解いただいた上で規制の範囲を決めていきたいと思っておりますので、このような形で次回以降も作成していきたいというふうに考えております。

○岡田会長 どうもありがとうございます。今回は現場の動画を撮り直しまでしていただいたということで、改めて事務局の皆様には心から御礼申し上げたいと思います。それでは、特段質問、意見なければこれで終結したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、円滑な調査、審議にご協力いただきましてありがとうございます。

以降の進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○池谷課長代理 ご審議どうもありがとうございました。

ここで、次回の審議会開催につきまして、事務局からご報告いたします。

○大隅課長 本日は、委員の皆様方、ご審議いただきましてありがとうございました。

審議会冒頭に私のほうから申し上げましたとおり、本日の審議から除外をさせていただきました菊川市道赤土高橋線及び県道大東菊川線につきまして、2月19日木曜日10時半から審議会を開催し、ご審議いただくよう調整させていただいております。開催に当たりまして、日程の調整にご協力を賜り、本当にありがとうございました。委員の皆様方には、ご多忙の中、改めてお時間をいただくことになり誠に申し訳ありませんけれども、何とぞご協力いただきますようお願いいたします。

開催のご案内及び資料につきましては、後日改めてお送りさせていただきます。

報告は以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

ということで、度重ねての審議会になりますけれども、ご協力のほど、よろしくお

願いたします。

○池谷課長代理 それでは、以上をもちまして審議会を終了いたします。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございました。

午前11時20分閉会

会 議 録 署 名

会長

岡田智秀